

第20期 定時株主総会

招集ご通知

日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 東京都中央区京橋二丁目6番21号
株式会社パイロットコーポレーション 本社6階会議室

<ご案内>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、本株主総会につきましては可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・株主総会来場記念品はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 7846
2022年3月11日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目6番21号
株式会社パイロットコーポレーション
取締役社長 伊 藤 秀

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年3月29日（火曜日）午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）				
2. 場 所	東京都中央区京橋二丁目6番21号 株式会社パイロットコーポレーション 本社6階会議室 （巻末の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）				
3. 目的事項	<table border="1"><tr><td>報告事項</td><td>1. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>議決事項</td><td>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動 型株式報酬等の額及び内容決定の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 計算書類報告の件	議決事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動 型株式報酬等の額及び内容決定の件
報告事項	1. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 2. 第20期（2021年1月1日から2021年12月31日まで） 計算書類報告の件				
議決事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動 型株式報酬等の額及び内容決定の件				

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎連結注記表、個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.pilot.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.pilot.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月30日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年3月29日(火曜日)
午後5時35分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月29日(火曜日)
午後5時35分入力完了分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXX年XX月XX日

議決権の数	XX股
議決権の数	XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
〇〇〇〇〇〇
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

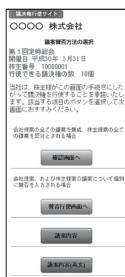
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



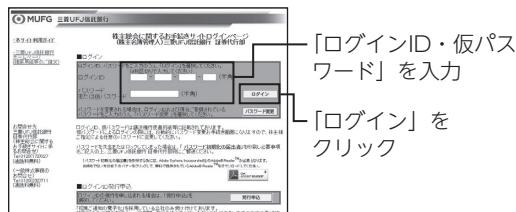
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

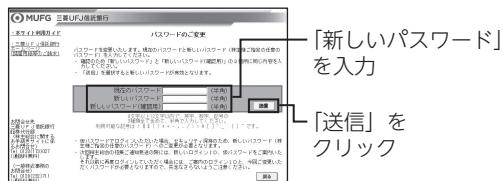
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1)提案の理由

- ①当社は、取締役会は客観的な観点で業務執行を監督し、業務執行取締役・執行役員は迅速に責任ある意思決定を行う、という明確な役割分担を通じてコーポレートガバナンスの実効性を向上させるとともに、ステークホルダーの声を経営に活かし、持続的な成長と価値創造を可能にする経営基盤を構築する体制とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて社外監査役の責任限定の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。
- ②迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行うものであります。
- ③監査等委員会設置会社への移行と併せて、取締役の職位及び役割の明確化を目的として、役付取締役に係る規定の変更を行うものであります。
- ④「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ⑤その他全般について、条文の新設・削除に伴う条数の整備を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条 (定 員)</p> <p>当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条 (定 員)</p> <p>当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>12名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 18 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第 18 条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>第 19 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 19 条 (任 期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 20 条 (取締役会の招集) (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。また、必要に応じ取締役会長、取締役副社長及び取締役相談役を定めることができる。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 20 条 (取締役会の招集) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定めることができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 25 条 (報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 26 条 (社外取締役の責任限定)</u> (条文省略) <u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第 27 条 (定 員)</u> <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>第 28 条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 29 条 (任 期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>第 26 条 (報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 27 条 (社外取締役の責任限定)</u> (現行どおり) <u>第 5 章 監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 30 条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 31 条 (監査役会の権限)</u> <u>監査役会は、法令又は本定款が特に定める事項のほか監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>2 <u>前項の決定は、監査役の権限の行使を妨げない。</u></p> <p><u>第 32 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>第 34 条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 35 条 (社外監査役の責任限定)</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>第 28 条 (監査等委員会の招集)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 29 条 (監査等委員会の権限)</u> <u>監査等委員会は、法令又は本定款が特に定める事項のほか監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。</u> (削 除)</p> <p><u>第 30 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第 31 条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="185 155 553 223">第 36 条 ~ 第 41 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="205 379 303 409">(新 設)</p> <p data-bbox="205 863 303 893">(新 設)</p>	<p data-bbox="778 155 1146 223">第 32 条 ~ 第 37 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="762 231 817 261">附則</p> <p data-bbox="778 266 1339 329">第 1 条 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p data-bbox="792 337 1326 556">第20期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p data-bbox="778 563 1313 632">第 2 条 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p data-bbox="792 639 1326 896">現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第14条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="792 904 1313 1047">2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="792 1055 1313 1183">3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。当社は現在7名の取締役を選任しておりますが、新中期計画遂行にあたり、方針・方向性等重要事項の決定及び監督に関わる取締役会の機能強化のため、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会審議を経たうえで、2名増員し9名の選任をお願いしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況(2021年度)
1	いとう しゅう 伊藤 秀	再任	代表取締役社長	17/17回
2	しらかわ まさかず 白川 正和	再任	代表取締役	17/17回
3	あらかし としお 荒木 敏男	新任	上席執行役員 パイロットインキ株式会社 代表取締役社長	—
4	よこやま かずひこ 横山 和彦	再任	取締役	13/13回
5	ふじさき ふみお 藤崎 文男	新任	上席執行役員 Pilot Corporation of Europe S.A. ／フランス 取締役社長	—
6	はたの かつじ 畑野 目次	新任	執行役員	—
7	こだいら たけし 小平 岳志	新任	執行役員	—
8	たなか さなえ 田中 早苗	再任 社外	社外取締役	17/17回
9	ますだ しんぞう 升田 晋造	再任 社外	社外取締役	17/17回

(注) 取締役会の出席状況が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	再任 い とう しゅう 伊 藤 秀 (1956年10月31日生)	1979年 4 月 パイロット萬年筆株式会社入社 2005年 7 月 当社海外第一営業部長 2007年 3 月 当社執行役員 2009年 3 月 当社取締役 2017年 3 月 当社代表取締役社長（現任） （当期における担当） 全般統括	10,500株
取締役候補者とした理由 当社において、海外営業、産業資材等の多岐にわたる部門で豊富な経験と実績を有しており、多大な貢献をしております。2009年より取締役として、海外営業部門及び生産部門の責任者を務め、2017年より代表取締役に就任し、その実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任を願います。			
2	再任 しらかわ まさかず 白 川 正 和 (1956年8月15日生)	1980年 4 月 パイロット萬年筆株式会社入社 2004年 4 月 当社経理部長 2011年 3 月 当社執行役員 2017年 3 月 当社取締役 2021年 3 月 当社代表取締役（現任） （当期における担当） 財務・内部統制・コンプライアンス担当	2,700株
取締役候補者とした理由 当社において、国内営業部門及び経理・財務部門で豊富な経験と実績を有しており、多大な貢献をしております。財務部門担当として海外経験も豊富であり、2011年より執行役員として海外子会社の副社長、連結管理責任者を務め、2021年より代表取締役に就任し、その実績から適任と判断し、引き続き取締役として選任を願います。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p>新任</p> <p>あら き とし お 荒 木 敏 男 (1958年3月28日生)</p>	<p>1980年4月 パイロットインキ株式会社入社 2009年7月 同技術部長 2011年3月 同執行役員 2013年3月 同取締役 2015年3月 同常務取締役 2016年3月 同代表取締役社長(現任) 2016年3月 当社上席執行役員(現任) (重要な兼職の状況) パイロットインキ株式会社 代表取締役社長</p>	15,300株
<p>取締役候補者とした理由 パイロットインキ株式会社において豊富な経験と実績を有しており、2016年に社長に就任後は当社グループの生産活動に重要な役割を果たし、グループの価値向上へ多大な貢献をしております。同年に当社執行役員に就任し、その実績から適任と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>再任</p> <p>よこ やま かず ひこ 横 山 和 彦 (1961年1月6日生)</p>	<p>1983年4月 パイロット万年筆株式会社入社 2004年4月 当社東北支社長 2015年3月 当社執行役員 2021年3月 当社取締役(現任) (当期における担当) 総務部長・広報・情報システム担当</p>	9,900株
<p>取締役候補者とした理由 当社において、国内営業部門、企画部門で豊富な経験と実績を有しており、多大な貢献をしております。2015年より執行役員として開発部門、総務部門の責任者、海外子会社の社長を経験する等、その実績から適任と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするものであります。</p>			
5	<p>新任</p> <p>ふじ さき ふみ お 藤 崎 文 男 (1960年7月20日生)</p>	<p>1984年4月 パイロット万年筆株式会社入社 2011年9月 当社経営企画室長 2015年3月 当社執行役員 2019年3月 当社上席執行役員(現任) (重要な兼職の状況) Pilot Corporation of Europe S.A./フランス 取締役社長</p>	10,700株
<p>取締役候補者とした理由 当社において、経理部門、企画部門、海外営業部門で豊富な経験と実績を有しており、2015年に執行役員就任後は、海外営業本部長として海外営業部門を牽引し、企業価値向上へ多大な貢献をしております。2019年からは海外子会社の社長を経験する等、その実績から適任と判断し、取締役に選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	新任 はた の かつ し 畑 野 目 次 (1961年7月3日生)	1984年4月 パイロット万年筆株式会社入社 2011年7月 当社企画業務部長 2015年3月 当社執行役員(現任) (当期における担当) 人事部長	6,500株
	取締役候補者とした理由 当社において、産業資材営業部門、企画部門、業務部門で豊富な経験と実績を有しており、2015年に執行役員就任後は、人事部長として人事部門を牽引し、企業価値向上へ多大な貢献をしております。その実績から適任と判断し、取締役に選任をお願いするものであります。		
7	新任 こ だいら たけ し 小 平 岳 志 (1961年4月26日生)	1985年4月 パイロット万年筆株式会社入社 2015年3月 平塚事業所製造部長 2015年3月 当社執行役員(現任) (当期における担当) 経営企画部長	3,900株
	取締役候補者とした理由 当社において、生産部門、企画部門で豊富な経験と実績を有しており、2015年に執行役員就任後は、平塚事業所製造部長として生産部門を牽引した後、2016年から経営企画室長を務め、企業価値向上へ多大な貢献をしております。その実績から適任と判断し、取締役に選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	<p>再任 社外</p> <p>た なか さ なえ 田 中 早 苗 (1962年7月15日生)</p>	<p>1989年4月 弁護士登録</p> <p>1991年9月 田中早苗法律事務所開設・代表(現任)</p> <p>2011年3月 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役(現任)</p> <p>2015年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2015年5月 松竹株式会社社外取締役(現任)</p> <p>2015年6月 株式会社近鉄エクスプレス社外取締役(現任)</p> <p>2016年10月 第一生命保険株式会社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>田中早苗法律事務所代表</p> <p>株式会社ノエビアホールディングス社外取締役</p> <p>松竹株式会社社外取締役</p> <p>株式会社近鉄エクスプレス社外取締役</p> <p>第一生命保険株式会社社外監査役</p>	700株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>弁護士及び事業法人の社外取締役並びに各種団体の理事等として、豊富な知識と経験並びに幅広い見識を有しており、2015年に当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に対する貢献が今後も期待され、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。</p>			
9	<p>再任 社外</p> <p>ます だ しん ぞう 升 田 晋 造 (1954年10月4日生)</p>	<p>1979年4月 株式会社電通入社</p> <p>1996年1月 同社第16営業局部長</p> <p>2008年7月 同社第15営業局局長</p> <p>2013年7月 株式会社電通テック常勤監査役</p> <p>2016年4月 株式会社関広特別顧問</p> <p>2017年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>該当事項はありません。</p>	700株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>民間企業におけるマーケティング等の豊富な経験と幅広い見識を活かしていただくため、2017年に当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に対する貢献が今後も期待され、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、民間企業における経験と幅広い見識を活かし、主に経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中早苗氏及び升田晋造氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中早苗氏及び升田晋造氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって田中早苗氏が7年、升田晋造氏が5年となります。
4. 当社は、田中早苗氏及び升田晋造氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としており、両氏が再任された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を、保険料を全額会社負担として締結しております。当該保険は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補するものであります。本議案において取締役候補者の選任が承認可決された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、田中早苗氏及び升田晋造氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 田中早苗氏の戸籍上の氏名は、菊川早苗であります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位	監査役会出席状況(2021年度)
1	そらもと 空元 なおき 直樹	新任	監査役	11/11回
2	さいむら 雑村 よしひろ 吉浩	新任	監査役	11/11回
3	むらまつ 村松 まさのぶ 昌信	新任 社外	社外取締役	—
4	かみやま 神山 としぞう 敏蔵	新任 社外	社外監査役	11/11回
5	ふじた 藤田 つぐきよ 嗣潔	新任 社外	—	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p>新任</p> <p>そら もと なお き 空 元 直 樹 (1955年4月3日生)</p>	<p>1979年 4月 パイロット万年筆株式会社入社</p> <p>2004年 4月 当社総務部長兼秘書室長</p> <p>2009年 3月 当社執行役員</p> <p>2018年 3月 当社常勤監査役(現任)</p>	13,700株
	<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>当社において、法務・総務の部門長を務め、2009年に執行役員就任後も国内営業部門の支社長等として豊富な経験と実績を有しております。2018年に当社常勤監査役就任以来、この経験と知識を活かし、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営を適切に監査していただき、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>新任</p> <p>さい むら よし ひろ 雑 村 吉 浩 (1960年2月17日生)</p>	<p>1983年 4月 パイロット万年筆株式会社入社</p> <p>2011年 7月 当社経理部長</p> <p>2015年 4月 パイロットインキ株式会社経理部長</p> <p>2018年 4月 当社連結管理室長</p> <p>2019年 7月 当社経理部長</p> <p>2020年 3月 当社常勤監査役(現任)</p>	12,500株
	<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>当社において、経理、財務部門で海外赴任や部門長を務め、豊富な経験と実績を有しております。2020年に当社常勤監査役就任以来、この経験と知識を活かし、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社の経営を適切に監査していただき、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">新任</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">社外</div> </div> むら まつ まさ のぶ 村 松 昌 信 (1955年9月9日生)	1983年3月 公認会計士登録 1989年11月 税理士登録 2012年11月 仰星税理士法人代表社員 2013年6月 八千代工業株式会社社外監査役 2020年3月 当社社外取締役(現任) 2021年12月 税理士法人麻布パートナーズ常勤顧問(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人麻布パートナーズ常勤顧問	400株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>公認会計士及び事業会社の監査役等としての専門知識を活かしていただくため、2020年に当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。加えて取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に対する貢献が今後も期待され、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、公認会計士の専門的な知見を活かし、主に会計的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。</p>			
4	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">新任</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">社外</div> </div> かみ やま とし ぞう 神 山 敏 蔵 (1968年11月6日生)	2001年4月 公認会計士登録 2010年11月 税理士登録 2010年11月 税理士法人神山会計代表社員(現任) 2013年7月 株式会社エーティーエルシステムズ監査役(現任) 2015年7月 神山敏蔵公認会計士事務所開設・代表(現任) 2015年10月 あると築地有限責任監査法人代表社員(現任) 2020年3月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 神山敏蔵公認会計士事務所代表 税理士法人神山会計代表社員 株式会社エーティーエルシステムズ監査役 あると築地有限責任監査法人代表社員	0株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての専門知識に加え、国際的な会計実務の経験も有しており、その幅広い見識をもって、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、公認会計士及び税理士の専門的な知見を活かし、主に税務・会計的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	新任 社外 <small>ふじ た つぐ きよ</small> 藤田 嗣 潔 (1969年10月17日生)	2000年4月 弁護士登録 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	0株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 藤田嗣潔氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村松昌信氏、神山敏蔵氏及び藤田嗣潔氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。
3. 村松昌信氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 神山敏蔵氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、村松昌信氏及び神山敏蔵氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としており、本議案が原案どおり承認可決され、村松昌信氏及び神山敏蔵氏が選任された場合には、当社は両氏との間で当該契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、藤田嗣潔氏につきましても本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を、保険料を全額会社負担として締結しております。当該保険は、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補するものであります。本議案において監査等委員である取締役候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、村松昌信氏及び神山敏蔵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決され、両氏が選任された場合には、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、藤田嗣潔氏につきましても本議案が原案どおり承認可決され、選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考)

監査等委員会設置会社への移行にあたり、第2号議案、第3号議案で選任をお願いしております各社外役員候補者については、以下の基準を読み替え^{*}のうえ準用し、選定しております。

^{*} 「社外取締役」は「監査等委員でない社外取締役」、「社外監査役」は「監査等委員である社外取締役」と読み替え

社外役員の独立性判断基準

当社の定めた「社外役員の独立性基準」は以下のとおりです。

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役及び社外監査役（候補者を含む。）は、当社からの独立性を有し、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループに対して製品もしくはサービスを提供する者であつて、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%超に相当する金額となる取引先）又はその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であつて、その取引額が当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%超に相当する金額となる取引先）又はその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、又は年間1億円以上を得ている法人に属する者
- (5) 当社グループの法定監査を行う監査法人に属する者
- (6) 当社の大株主（総議決権の5%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (7) 当社グループが総議決権の5%以上の議決権を直接又は間接的に保有している会社の業務執行者
- (8) 最近5年間に於いて、上記(1)～(7)のいずれかに該当していた者
- (9) 上記(1)～(8)に該当する者（業務執行者については、取締役、執行役、執行役員、部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者である場合に限る。）の、配偶者又は二親等以内の親族もしくは同居の親族
- (10) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)～(9)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会スキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 (予定)	営業・マーケティング	国際ビジネス	人材戦略	製造・技術開発	財務・会計	法令・規則・リスクマネジメント	経営経験	IT・デジタル	ESG・サステナビリティ
伊藤 秀	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白川 正和	代表取締役	○	○			○	○	○	○	
荒木 敏男	取締役			○	○		○	○		○
横山 和彦	取締役	○	○		○		○	○	○	
藤崎 文男	取締役	○	○			○	○	○		
畑野 且次	取締役	○		○			○	○		
小平 岳志	取締役				○		○	○		○
田中 早苗	社外取締役			○			○	○		
升田 晋造	社外取締役	○		○						
空元 直樹	取締役 (監査等委員)	○					○	○	○	
雑村 吉浩	取締役 (監査等委員)		○			○				
村松 昌信	社外取締役 (監査等委員)		○			○	○			○
神山 敏蔵	社外取締役 (監査等委員)		○			○				
藤田 嗣潔	社外取締役 (監査等委員)						○			

(注)上記の一覧表は各氏の経験等を踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年3月27日開催の第18期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するため、新たに、移行後における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の支給限度額を決定する必要があります。

これまでの取締役の報酬の支給限度額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、その報酬の支給限度額を、年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2020年3月27日開催の第18期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額の内容と同一のものとなります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において事業報告17頁～19頁に記載の「⑤取締役及び監査役の報酬等のイ. 項～二. 項及びへ. 項」につき、本招集ご通知29頁～30頁に記載の「役員報酬制度に関する当社の考え方」に記載のとおり変更することを予定しております。

本議案は、当社の事業規模、現在の役員の員数及び今後の事業環境の動向等を総合的に勘案し、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、事業報告17頁～19頁に記載の「⑤取締役及び監査役の報酬等のイ. 項～二. 項及びへ. 項」を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、9名（うち社外取締役2名）となります。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

本議案につきましては、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで付議しており、本議案に係る報酬の額の算出の公正性、導入の目的等を勘案し、当該報酬の内容は必要かつ相当であると判断しております。

※「役員報酬制度に関する当社の考え方」は本招集ご通知29頁～30頁をご覧ください。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役は、従前監査役が行っていた監査業務を行うことに加え、取締役として取締役会の決議に参加し、他の取締役の職務の執行を監督することになります。そのため、その職責に相応しい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬の支給限度額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において事業報告17～19頁に記載の「⑤取締役及び監査役の報酬等のイ. 項～ニ. 項及びへ. 項」につき、本招集ご通知29頁～30頁に記載の「役員報酬制度に関する当社の考え方」に記載のとおり変更することを予定しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと5名になります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

本議案につきましては、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで付議しており、本議案に係る報酬の額の算出の公正性、導入の目的等を勘案し、当該報酬の内容は必要かつ相当であると判断しております。

※「役員報酬制度に関する当社の考え方」は本招集ご通知29頁～30頁をご覧ください。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2021年3月30日開催の第19期定時株主総会において、現在の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において「対象取締役」という。）に対して、本制度に基づく報酬枠を改めて設定することに加え、本制度を一部改定のうえ、継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本制度は、対象取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としており、相当であると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において事業報告17頁～19頁に記載の「⑤取締役及び監査役の報酬等のイ. 項～ニ. 項及びハ. 項」につき、本招集ご通知29頁～30頁に記載の「役員報酬制度に関する当社の考え方」に記載のとおり変更することを予定しております。

なお、本制度の対象となる対象取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと7名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

本議案につきましては、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで付議しており、本議案に係る報酬の額の算出の公正性、導入の目的等を勘案し、当該報酬の内容は必要かつ相当であると判断しております。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて対象期間（下記(2)に定める。）中に対象取締役として在任している者に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。対象取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という。）終了後の一定時期となります。なお、今回の継続に伴う対象期間は2022年度から2024年度までの3事業年度となります。

(2) 会社が拠出する金員の上限

本制度は、当社の掲げる中期経営計画の対象となる事業年度を対象として継続します。

当社は、500万円を対象期間の年数に乗じた金額を上限とする金員を、当該対象期間にかかる対象取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。なお、今回の継続に伴う対象期間における金員の上限は1500万円となります。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株処分）から取得します。当社は当該対象期間に関し、対象取締役に対するポイントの付与（下記(3)に定める。）を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が策定している中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長します。当社は、当該新たな対象期間に係る当社の対象取締役への報酬として上記の金額の上限の範囲内で本信託に対して追加拠出を行い、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(3) 対象取締役が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役に対して交付等がなされる当社株式等の数及び金額は、一定の算定式に従って付与されるポイントに基づき、定まります。

具体的には、信託期間中の所定の時期に、対象取締役として在任する者に対して、以下の算定式に従って固定ポイント及び業績連動ポイントが付与され、中期経営計画に応じた期間の累積ポイント（以下「株式交付ポイント」という。）に基づき、交付等される当社株式等の数及び金額を決定します。本信託を通じて対象取締役に交付される当社株式の数は、各対象取締役に付与された株式交付ポイント1ポイント当たり、1株とします。また、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて株式交付ポイント当たり交付される当社株式の数を調整します。

（固定ポイントの算定式）

役位により定める金額÷所定の時期における株式単価

（業績連動ポイントの算定式）

役位により定める金額÷所定の時期における株式単価×業績連動係数※

※連結営業利益等に応じ、0～150%の範囲で決定します。

※受益者要件を充足する対象取締役が退任した場合（自己都合により退任した場合は除く）、死亡した場合、国内非居住者となった場合の該当事業年度の業績連動係数は1（100%）とする。

各対象期間に関して対象取締役に対して交付される当社株式数の上限は、10,000株に当該対象期間の年数を乗じた株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。この上限株式数は、上記(2)の当社が拠出する金員の上限数を踏まえて、直近1年間の株価等を参考に設定しています。なお、今回の継続に伴う対象期間における対象取締役に対して交付される当社株式数の上限は30,000株となります。

なお、上記(2)のとおり本信託の継続が行われた場合には、新たな対象期間に関する上限株式数は、10,000株に当該新たな対象期間の年数を乗じた株数とします。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した対象取締役は、本制度の最終事業年度の末日直後の4月頃に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、信託契約の定めに従い、株式交付ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株数は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、受益者要件を充足する対象取締役が退任する場合（自己都合により退任した場合を除く。）においては、退任時までの株式交付ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。受益者要件を充足する対象取締役が在任中に死亡した場合においては、死亡時までの株式交付ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該対象取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。対象期間中に国内非居住者となることが決まった場合は、対象取締役を死亡した者と同様に取り扱い、その時点までの株式交付ポイントに応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

※ 「役員報酬制度に関する当社の考え方」については下記のご参考をご覧ください。

(ご参考)

第4号議案から第6号議案でご提案しております「役員報酬制度に関する当社の考え方」は、以下のとおりであります。

【取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要】

1. 基本方針

当社における取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下において同じ。)の報酬制度は、固定報酬である基本報酬と毎期の業績に連動した期末報酬及び株式報酬で構成されております。基本報酬については、役員個々の職務と責任に応じて役員報酬基準表をもとに算出し、期末報酬については、会社の業績に連動し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の諮問のうえ、取締役会の決議により決定し、株式報酬については、株主総会で決議された報酬限度額及び株式数の範囲内で株式交付規程の定めにより決定することを基本方針としております。社外取締役及び監査等委員である取締役については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしており、監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、期末報酬(金銭報酬)と株式報酬(非金銭報酬)から構成しています。期末報酬は、連結経常利益の金額に応じ期末報酬基準額を算定し、連結売上高及び連結営業利益に応じて支給金額を決定し、毎年一定の時期に支給しております。また、株式報酬については、固定部分と業績連動部分から構成され、株式交付規程の定めにより決定します。固定部分については、役位に応じて報酬額を決定し、業績連動部分については、毎事業年度の連結売上高及び連結営業利益を考慮しながら報酬額を決定し、原則として中期経営計画の終了後に業績に応じて算定された株式を交付等します。あわせて、株式報酬については、株式交付規程に基づいて個人別の交付数等は決定され、非違行為等の株式交付規程に定められた所定の条件が認められる場合には株式報酬の返還が行われることとします。

なお、業績指標は、各役員に対して連結経営全体への意識を持たせる目的で選定をしております。

4. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業を参考に決定をしております。なお、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としております。報酬等の種類ごとの比率の目安(社長)は、基本報酬：期末報酬：株式報酬 = 7 : 2 : 1としております(年度予算100%達成の場合)。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する方針

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容 について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた期末報酬の評価配分とします。代表取締役社長は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問して答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととします。なお、株式報酬は、金銭報酬の報酬枠とは別枠で株主総会において決議された限度額を上限として、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て取締役会決議により制定された株式交付規程の規定に従い、一定のポイントを付与することとしております。

以 上

株主総会会場のご案内

会場：東京都中央区京橋二丁目6番21号
株式会社パイロットコーポレーション 本社6階会議室（受付は6階にて行います。）
☎ 03-3538-3700（代表）

最寄りの駅：東京メトロ銀座線 京橋駅6番出口 前
都営地下鉄浅草線 宝町駅A5出口 徒歩3分

（お願い）* 駐車場・駐輪場のスペースがございませんので、当日のお車や自転車等でのご来社はお遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの流行に伴い、株主総会会場は管理を徹底し、万全を期して準備いたしておりますが、開催日時点の状況により、加えて感染予防のための措置を講じる場合がございます。変更の際は当社ホームページ (<https://www.pilot.co.jp/>) 上にてご案内いたしますのでご協力をお願い申し上げます。

ご案内図

